

別紙2

村山市ふるさとふれあい学習館の責任分担

1) 責任の所在

指定管理者は本業務の実施主体として、そのすべてにおいて責任を負い、適正に実施すること。

2) 責任分担

村山市と指定管理者の責任分担は、下表のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとする。

項 目		市	指定管理者
(1) 備品	修繕	5万円以上	○
	更新	○	
	新規購入	○	
(2) 施設修繕		事案により協議	
(3) 事故、災害等による施設等の修繕		事案により協議	
(4) 施設の火災保険の加入		○	
(5) 施設利用者の被災に対する責任		事案により協議	

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入又は修繕等を行う。